

防官文第15476号
27. 10. 1
防官文第8341号
令和2年6月3日
防官文第14114号
令和3年8月16日

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情報本部長 殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長

防衛省における後援等の名義の使用の承認に関する訓令の実施について
(通知)

標記について、防衛省における後援等の名義の使用に関する訓令（平成27年防衛省訓令第31号。以下「訓令」という。）第13条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

なお、各幕僚長及び各地方防衛局長におかれては、その監督を受ける機関等及び自らに所属する地方防衛支局の長に、この旨伝達されたい。

記

- 1 承認担当官は、部外行事の主催者から、当該部外行事のおおむね1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等の名義を印刷する場合には、その印刷のおおむね1か月前）までに、別紙様式第1により申請させるものとし、記載の関係書類を添付させるものとする。この場合において、承認担当官は、提出された申請書の真正性

について確実に確認を実施するものとする。

- 2 承認担当官は、訓令第4条の承認の基準に基づき審査した結果を記載した承認理由書を別紙様式第2により作成するものとする。
- 3 訓令第4条第1号に定める「部外行事の内容が防衛省の所掌事務の円滑な遂行又は国民の理解の増進に寄与するものであること。」とは、防衛省・自衛隊の業務に何らかの関連を有する内容を扱う行事を広く含み得るものであり、防衛省・自衛隊の業務に何ら関係を有しない内容の行事は含まれない。
- 4 訓令第4条第2号に定める「当該主催者以外の当該部外行事の関係者が信頼し得るものであること。」とは、主催者以外の共催者等の部外行事の開催に関与する者が、後援等の名義の使用の申請の内容を当該部外行事において確実に実行し、承認に際して承認担当官が通知する条件を遵守することに期待できる者であることをいう。
- 5 訓令第6条に定める主催者への通知は、別紙様式第3により行うものとする。この場合において、承認担当官は主催者に対し、部外行事の内容等に変更があった場合及び部外行事が終了した場合には承認担当官に報告しなければならない旨を、十分に認識させなければならない。
- 6 訓令第9条第2項に定める主催者への通知は、別紙様式第4により行うものとする。
- 7 訓令第10条に定める「総合的な配慮を必要とすると認められる場合」とは、当該部外行事に対する後援等の名義の使用が、諸般の事情により政治的又は社会的に大きな影響を及ぼすおそれのある場合をいう。

同条の規定により機関等の承認担当官が防衛大臣の指示を仰ぐ場合は、訓令第3条第1号に掲げる承認担当官は、政治的又は社会的な影響を考慮する観点から、大臣官房長と事前に協議を行うものとする。
- 8 訓令第12条に定める防衛大臣への報告は、別紙様式第5により行うものとする。

添付書類：別紙様式第1～別紙様式第5

別紙様式第1
文書番号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

申請者団体名
代表氏名

〇〇〇に対する後援等の名義の使用の承認申請に
ついて

下記〇〇〇に対する〇〇〇〇〇〇の名義の使用の承認を受け
たいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 行事等の目的
- 3 行事等の主催者
- 4 行事等の開催期間（期日）
- 5 行事等の開催場所

（添付書類）

- 1 行事等の概要（議事次第、出席者及び使用施設、事故防
止及び公衆衛生のための措置、他の後援等の団体（申請中
のものを含む。）等）を明らかにする書類
- 2 行事等の収支予算書
- 3 主催者等が民間団体の場合には定款、会則、役員名簿、
活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類
- 4 その他参考となる書類

承認理由書

〇〇〇に対する〇〇〇〇〇〇の名義の使用については、下記のとおり、防衛省における後援等の名義の使用の承認に関する訓令（平成27年防衛省訓令第31号。以下「訓令」という。）第4条の規定を満たすものと認められる。

記

- 1 訓令第4条第1項第1号に掲げる事項

- 2 訓令第4条第1項第2号に掲げる事項

- 3 訓令第4条第1項第3号に掲げる事項
 - (1) 訓令第4条第1項第3号アに掲げる事項

 - (2) 訓令第4条第1項第3号イに掲げる事項

 - (3) 訓令第4条第1項第3号ウに掲げる事項

 - (4) 訓令第4条第1項第3号エに掲げる事項
(必要な場合に限る。)

別紙様式第3

文書番号

年 月 日

申請者 殿

承認担当官職名

〇〇□〇〇

後援等の名義の使用に係る承認について（回答）

平成 年 月 日付け 号で申請のあった標記について、申請のとおり承認しましたので回答します。ただし、承認後において、後援等を行うことがふさわしくない等の事実が判明した場合には、当該後援等の名義の使用を取り消すことがありますのでご承知下さい。

なお、行事の内容等に変更があった場合は、直ちに、必要な書類を添付して通知するとともに、当該行事等の終了後は、遅滞なく、実施内容、収支決算を記載した結果報告書を提出願います。

注：不承認の場合は、不承認となった旨のみ回答する。

申請者 殿

承認担当官職名

後援等の名義の使用の承認の取消しについて（通知）

〇〇〇第〇〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日）により承認した後援等の名義の使用の承認について、下記のとおり後援等の名義の使用の承認を取り消すこととしたので通知します。

なお、〇〇後援等の名義が記載された配布物その他の資料については、回収、修正等の措置を講じてください。

記

- 1 部外行事の名称
- 2 取消し理由

